

官公需における障害者雇用企業・障害者福祉施設等に対する特例措置について(平成24年度)

特例措置を講じている都道府県市:61道府県市

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
北海道	①障がい者就労支援企業に対する入札等における優遇措置 ※平成16年度から実施していた「障害者雇用企業等からの物品調達の特例措置」を拡充し、平成21年度から実施	平成21年度	障がい者の多数雇用や授産施設等への優先発注など障がい者の就労支援に関して、継続的かつ安定的に取り組む企業を「障がい者就労支援企業」として認証し、道の低利融資制度及び委託業務等にかかる入札、物品調達に係る対象事業者選定において優遇措置を講ずる。 ・道の建設工事競争入札参加資格審査における加点評価 ・道の委託業務等に係る総合評価競争入札における加点評価 ・道の物品調達に係る随意契約や指名競争入札における対象事業者の優先的選定 ・道の低利融資制度の貸付対象
青森県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成13年度	障害者を積極的に雇用している企業に対し、物品等に係る競争入札資格の等級各付けの差異に加点を行っている。
岩手県	①障害者雇用促進企業等からの物品購入に係る優先的取扱い	H14	障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者)の雇用率が1.8%以上であり、かつ、障害者を2人以上雇用している中小企業を対象に、 ①随意契約において2人以上の者から見積書を提出させるときに見積書提出者として優先的に選定 ②指名競争入札における指名人員への追加を実施
	①県営建設工事競争入札参加資格審査基準における障がい者雇用実績の評価	H15	県営建設工事の発注に当たり、原則として2年ごとに工事の請負を希望する者からの入札参加資格申請を受付し、入札参加資格審査を行ったうえで資格者の格付け等を定めた名簿を策定し、その名簿に基づいて入札・契約事務等を執行しているが、その入札参加資格審査基準の中の技術等評価点評価項目として、資格申請企業における「障がい者雇用」を県単独の施策評価に設定して評価している。
	①県営建設工事入札制度「総合評価落札方式」における障がい者雇用実績の評価	H19	県営建設工事の発注に当たり、「総合評価落札方式」により入札に付する場合には、入札参加者からの技術提案書・入札書の提出を受け、その技術提案内容等を評価項目ごとに評価のうえ入札価格との総合評価により落札者を決定することとしているが、この評価項目の中に「地域精通度等」として「雇用対策の実績の有無」があり、入札時における障がい者の常時雇用を評価している。
宮城県	①障害者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度	平成14年度	「物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿」に登録されている県内に本店又は支店等を有する中小企業者で、県内の本店、支店等の障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)雇用率が3.6%以上の企業及び県内の授産施設、小規模作業所等を対象に、随意契約における優先取扱い、指名競争入札における優先指名、授産施設等からの調達を実施。

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
秋田県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成16年度	障害者雇用を行っている事業者に対し、加点を行うことにより、格付の決定に有利になっている。
山形県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成16年度	障がい者の雇用率が1.8%以上の企業及び障がい者支援施設等を対象に、随意契約における優先選定、指名競争入札における優先指名を実施
	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成19年度	山形県が発注する建設工事等に係る競争入札参加資格の審査の際に、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率を達成している(雇用義務はないが障がい者を雇用している場合を含む。)県内企業に対して評価上の加点を行う。
福島県	①障がい者雇用企業等からの物品調達優遇制度 (出納局入札用度課)	平成15年度	<p>○優遇する企業等： ・障がい者雇用推進企業 物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている県内に本店又は支店等を有する企業で、障がい者の雇用率が法定雇用率の2倍(3.6%)以上の企業 ただし、当分の間は法定雇用率(1.8%)以上の中小企業とする</p> <p>○優遇対象の範囲： ・出納局及び各地方振興局出納室並びに各所属が調達する物品</p> <p>○対象企業等の登録等： ・障がい者雇用推進企業は、商工労働部雇用労政課に申請し登録を受ける。有効期間は登録年度限り</p> <p>○優遇措置の内容： ・障がい者雇用推進企業を優先的に指名又は選定する</p>
	①障がい者雇用企業等からの物品調達優遇制度 (出納局入札用度課)	平成15年度	<p>○優遇する企業等： ・県内の生活保護授産施設等(生活保護授産施設、社会福祉事業授産施設)及び障がい者授産施設等(障がい者授産施設、小規模作業所等)</p> <p>○優遇対象の範囲： ・出納局及び各地方振興局出納室並びに各所属が調達する物品</p> <p>○対象企業等の登録等： ・生活保護授産施設等は、保健福祉部社会福祉課へ、また、障がい者授産施設等は、同部障がい福祉課にそれぞれ届出し登録を受ける、有効期間の制限はなし</p> <p>○優遇措置の内容： ・生活保護授産施設等及び障がい者授産施設等が製造する物品については、予算の適正な執行に配慮しつつ随意契約により調達するよう努める</p>

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
茨城県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成20年度	物品調達等において、法定雇用率以上(従業員56人未満は1人以上)の障害者を雇用している企業等を対象に、入札参加資格審査において審査数値の加点を実施。
	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成17年度	建設工事等において、法定雇用率以上(従業員56人未満は1人以上)の障害者を雇用している企業等を対象に、入札参加資格審査において審査数値の加点を実施。
栃木県	①建設工事等入札参加資格への加点	平成19年度	法定雇用率を達成している企業、または、法定義務のない企業については障害者雇用の実績がある場合に技術評価点に加点する。
	③障害者支援施設等からの物品調達に係る随意契約	平成21年度	障害者支援施設等で販売する物品については、栃木県財務規則第123条第1項第9号に基づき、会計課長が認めたものとして指定し、本庁各課長が自ら直接購入できるよう取扱っている。
群馬県	③障害者施設活用推進枠(障害政策課)	平成17年度	県の機関で障害者施設等(精神障害者施設を含む)に業務(製品の買入れ、印刷、役務の提供)を新規発注する場合に、事業予算(全体予算額5,000千円)を配分する。
埼玉県	①障害者雇用企業であることの、入札指名における配慮	平成16年度	入札指名の参考となる業者の格付をする際、障害者雇用企業であるかどうかについても評価するよう、埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領及び物品の買入れ等に係る入札参加に関する告示において定めている。
千葉県	①障害者雇用企業等の入札参加資格登録に係る優遇制度	平成14年度	物品等の入札参加資格登録の格付けの際に障害者雇用者(雇用率が1.8%以上)の企業等に対し加点評価をしている。

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
神奈川県	①障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達の優遇制度	平成11年度	<p>障害者(精神障害者を含む)の雇用率が3.6%以上の県内中小企業及び県内の障害福祉サービス事業所等から随意契約による優先調達を実施。</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <p>(1)対象企業等 県内に本支店等を有する中小企業及び県内の障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、地域作業所等福祉的就労の場を営む者</p> <p>(2)対象企業等の適用基準 ・障害者雇用企業:過去1年間の各月の初日における身体障害者等の雇用率が3.6%以上の企業 ・障害福祉サービス事業所等: 県内に所在する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所並びに地域作業所等福祉的就労の場を営む者をいう。</p> <p>(3)対象となる物品等 ・障害者雇用企業:当該企業が製造販売する物品及びクリーニング請負等役務提供サービス(ただし、印刷物は除く。) ・障害福祉サービス事業所等:当該障害者福祉施設等が供給できる物品及びクリーニング請負及び点字翻訳サービス等</p> <p>(4)特例措置の内容 ・本庁においては予定価格が10万円以上の物品購入は会計局調達課が一括して入札等を実施する制度となっているが、財務規則により随意契約が可能なもの(1件160万円以下の物品購入、1件100万円以下の役務)については、予算の適正な執行に配慮しつつ、各部局において直接随意契約により調達可能とするもの。 ・出先機関については、本庁に準じてこれら企業等から調達。</p>

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
新潟県	①障害者雇用状況による入札参加資格総合評点への加点	平成15年度	障害者の雇用状況に応じて、次の場合に入札参加資格総合評点へ加点 ・雇用義務があり、法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合 ・雇用義務がなくても、障害者を1人以上雇用している場合
	①障害者雇用企業等からの物品調達への優遇制度	平成18年度	1 随意契約 製造の請負、財産の買入れ又は役務の提供の契約について、少額随意契約を実施する場合、「障害者多数雇用事業者」を契約の相手方とするよう努める。 2 指名競争入札 物品の購入又は物品の製造の契約について、指名競争入札を実施する場合に、指名業者に「障害者多数雇用事業者」を追加選定するよう努める。 ※障害者多数雇用事業者…以下のいずれにも該当し、県の登録を受けた者 ・県内に事務所又は事業所を有する中小企業者であること。 ・原則として、年間(申請日の属する月から遡って過去1年間)を通じ、毎月初日において、県内の事業所における障害者数が2人以上かつ障害者雇用率が3.6%以上の企業であること。 ・入札参加資格名簿に記載されていること、又はそれと同等の資格を有すると認められること。
富山県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置(発注時の優先的取扱い)	平成17年度	県内に本店を有する企業であり、障害者雇用率1.8%以上の企業について以下のとおり優遇する ・指名競争入札(160万円超)→通常指名数に1名以上追加指名 ・見積競争(10～160万円)→2名以上の見積に1名以上追加するよう努める ・1者見積(10万円以下)→優先的に選定するよう努める
	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置(入札参加資格審査での加点)	平成17年度	・法定雇用率1.8%以上の障害者を雇用している事業者(県外に本店を有する事業者については、事業所全体においても法定雇用率を達成している場合に限る。) ・障害者を1人以上雇用している従業員56人未満の事業者
	③障害者施設との契約等に対する特例措置(政策目的随意契約)	平成17年度	1者見積(10万円以下)→優先的に発注するよう努める
福井県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成17年度 (平成16年度審査実施)	物品購入等に係る競争入札参加資格審査の際に、障害者雇用企業に対して評価上の加点を行う
	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成15年度 (平成14年度審査実施)	建設工事発注に係る競争入札参加資格審査の際に、障害者雇用企業に対して評価上の加点を行う
山梨県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成12年度	障害者を雇用している企業について、入札参加資格審査において加点を行っている。

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
長野県	①障害者多数雇用事業者等からの物品等の調達等に関する要綱に基づく優先発注制度	平成15年度	障害者の雇用率が常用雇用者の4%以上(常用雇用者数が25人未満の場合は1人以上)である中小企業及び福祉的就労施設事業者で登録を受けたものを対象に、物品の調達及び印刷物の発注に際して随意契約の範囲で優先的に契約を行う。
岐阜県	①③障害者雇用努力企業及び小規模作業所等からの物品等調達制度(通称「ハート購入制度」)	平成13年度	障がい者の雇用の促進と継続及び福祉的就労の促進を図るため、積極的に障がい者を雇用している県内の中小企業(障がい者雇用率4%以上)及び福祉的就労を行っている授産施設や小規模作業所を対象に、随意契約における優先発注を実施
	①岐阜県建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査	平成14年度	障がい者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第5項に規定する厚生労働大臣への報告をしている場合及び同法に基づく報告義務のない者で障がい者を雇用している建設業者を評価し、業者格付けに反映
静岡県	①障害者雇用企業に対する入札制度等における優遇制度	平成16年度	<p>県内事業所における障害者(精神障害者を含む)の雇用率が1.8%以上の企業等を対象に、指名競争入札等における配慮等を実施。</p> <p>(業種)内容 (庁舎等管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の審査付与数値に、各発注者において、追加点数5点を別枠で付与する。</li> <li>・管財課所管に係る入札参加者選定要領に記載の選定にあたり勘案する事項の一つに「障害者雇用の状況」を追加する。</li> </ul> <p>(情報システム開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少額の随意契約の際、見積り合わせをする業者の中に、配慮すべき事業者として勘案する。</li> </ul> <p>・総合評価一般競争入札において、障害者雇用に関する項目を追加し加点する。</p> <p>(森林整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・治山事業で実施する森林整備工事の指名競争入札における指名業者選定において、配慮すべき企業として勘案する。</li> </ul> <p>(建設工事・建設関連業務委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事入札参加資格において、総合点数への加点を行う。(建設工事)</li> <li>・総合評価方式において、障害者を雇用していることを評価項目とする。(建設工事)</li> <li>・障害者を雇用している場合、指名競争入札における指名業者選定において、配慮すべき事業者として勘案する。</li> </ul> <p>(物品・印刷等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用度課における指名競争入札の選定にあたり、障害者雇用企業登録を行った方は、選定条件の一部を満たさない場合においても、優遇により指名されることがある。</li> </ul>

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
愛知県	①障害者多数雇用企業等への物品等及び役務の優先発注制度	平成15年度 (物品のみ) 平成16年度 (役務を追加)	障害者の雇用率が3.6%以上の県内(本店)の中小企業等を対象に、随意契約における優先発注、指名競争入札における優先指名を実施。
	①障害者雇用企業への入札参加資格付点数の加点	平成16年度	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく身体障害者又は知的障害者を雇用している方に対し建設工事入札参加資格付点数に10点の加点を行っている。
三重県	①障害者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度	平成16年度	障害者(精神障害者を含む)の雇用率が一定率(下記)以上の中小企業等を対象に、随意契約における優先発注を実施。 ※一定率 申請回数が初回又は2回目 1.8% 同3回目又は4回目 2.7% 同5回目以降 3.6%
滋賀県	①③ナイスハート物品購入事業	平成17年度	県内の障害者の雇用および福祉的就労の促進を図ることを目的に、県の物品や役務の調達にあたり、積極的に障害者を雇用している障害者雇用促進事業者や福祉的就労の取り組みを行っている障害者支援施設・共同作業所等から、優先的に物品等の調達を行う「ナイスハート物品購入制度」を創設。 事業の実施にあたっては、県内の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所、関係機関、庁内関係課と協働、連携して取り組む。 1 物品等の調達において障害者雇用促進事業者(「物品等に係る競争入札参加資格者名簿」に登録されている県内に本店または支店等を有する中小企業者や個人事業者で、県内の本店、支店等の障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)雇用率が1.8%以上の事業者)を入札等の参加条件とする。 2 障害者支援施設等で製作された物品や特定印刷物、障害者支援施設等が提供する役務について、障害者支援施設等に限って、随意契約できることとする。
京都府	①建設工事の入札参加者に対する障害者雇用の啓発	平成15年度	京都府の発注する建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査において、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率以上の障害者を雇用している場合又は雇用義務はないが法定外で雇用している場合には、資格の格付けの基準となる総合点のうち主観点に10点を加算。
大阪府	③障がい者施設等からの物品等の調達に関する取扱指針	平成13年度	障がい者施設等で行う障がい者の活動の成果品である物品等を、大阪府が障がい者施設等から積極的に調達するために必要な事項及び事務の取扱いについて定めるものとする。
	①建設工事の入札参加資格者に対する障がい者雇用の啓発	平成14年度	大阪府の建設工事に係る入札参加資格登録時に、申請者から障がい者の雇用人数の報告を求め、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を超えている場合には、格付けの基となる評点に福祉点(8点)を加点している。
	①官公需発注に対する障がい者雇用・就労支援を行う観点から府の清掃業務を活用した総合評価一般競争入札制度の導入	平成15年度	府の大規模施設(10件)及び中規模施設(7件)の清掃業務に総合評価一般競争入札制度を導入し、評価項目に障がい者等の雇用の視点を設定するなど、本府の施策を推進する上で最も有利なものを総合的に勘案し、落札者を決定する。

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
兵庫県	①障害者雇用促進企業等からの物品等調達 の優遇制度（障害者支援課、しごと支援課）	平成15年度	1 物品・役務（工事関係除く）の調達において、少額随意契約または指名競争入札を行う場合に、障害者雇用促進企業（物品関係入札参加資格があり、障害者の法定雇用義務を満たすとともに、県内事業所において雇用する障害者数が常用雇用労働者数の3.6%以上かつ2人以上で、学識者の意見を踏まえて知事が認定したもの）を、見積もり合わせ等に原則として1者以上追加する。 2 主として障害者が直接従事することが見込まれる業務（施設清掃等の維持管理業務等）について、見積書を徴する相手方を多数障害者雇用企業（障害者雇用促進企業のうち、県内事業所において雇用する障害者数が常用雇用労働者数の20%以上かつ5人以上で、学識者の意見を踏まえて知事が認定したもの）等に限ったうえで随意契約できる（原則として1会計年度に1件かつ総額500万円以内、ただし雇用障害者数が10人以上である場合は1会計年度に複数回の契約が可能）。
奈良県	①入札参加資格審査における評価点の加算措置	平成20年度	土木工事等の入札参加資格審査において、障害者雇用業者に評価点の加算措置を実施
	①庁舎管理業務における入札参加条件の優遇	平成20年2月	清掃、警備等の庁舎管理業務において、障害者雇用に取り組んでいる企業を入札参加条件により優遇することは差し支えない旨、会計局総務課が全庁通知を发出
	①清掃委託業務における障害者雇用の条件付け	平成20年度	一定規模以上の県所属・出先機関において、清掃業務の委託を発注・入札する際に、受託業者は障害者を清掃業務に従事させることを条件付け
	③障害者福祉施設等に対する優先発注	平成20年度	物品購入及び役務の提供に関して、障害者福祉施設等から地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約によって優先的に発注するよう庁内所属に周知
和歌山県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成17年度	随意契約による物品の調達において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合、障害者雇用率が3.6%以上（従業員数56人未満の場合は1人以上）である県内に本店、支店、営業所等を有する障害者雇用促進企業を優先する。
	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成20年度	条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る本県の独自評価点数（地方基準点数）について、雇用している障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方）の数が、次のいずれかに該当するときは20点を加算する。 A 法定義務建設業者（常時雇用者数56人以上）の場合は法定雇用率（1.8%以上）を超えているとき。 B 非法定義務建設業者の場合は1名以上雇用しているとき。
	③障害者施設との契約等に対する特例措置	平成15年度	授産施設等において製作された物品を購入する場合は、集中調達外物品として、各所属において随意契約することができる。
	③障害者施設との契約等に対する特例措置	平成17年度	クリーニングの請負において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合、授産施設等が履行できるものは授産施設等を優先する。
	③障害者施設との契約等に対する特例措置	平成17年度	障害者福祉の増進及び障害者の雇用の拡大のために利用する印刷物は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合、授産施設等を優先する。



自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
鳥取県	①障がい者雇用企業等の競争入札の優遇制度 (所管課:県土総務課)	平成18年度	建設工事等における入札参加資格の格付け点数において、格付日の属する年の前年の6月1日現在の雇用状況報告において、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の雇用義務(障害者雇用率1.8%以上)を達成できなかった企業等に対し5点減点する措置を実施。
	①障がい者法定雇用率達成事業者等からの物品等の調達にかかる配慮措置(所管課:集中業務課)	平成19年度	鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている障害者法定雇用率達成事業者等を「配慮措置企業」として認定し、物品の購入及び委託・役務の調達時に下記事項に該当する場合は、原則として通常の見積依頼業者数に配慮措置企業1社を追加して見積依頼を行う。 【物品の購入】 (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当して随意契約を行うもののうち、次に掲げるものに限る) (1)本庁で集中業務課が調達する予定価格が1万円以上20万円未満の物品 (2)常時購入委嘱で各課が調達する予定価格が5万円以上20万円未満の物品 (3)出納機関が調達する予定価格が5万円以上20万円未満の物品 【役務・委託の調達】 (1)予定価格が5万円以上のものにかかる指名競争入札 (2)予定価格が5万円以上のものにかかる随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)に該当して契約する場合に限る)
島根県	①障がい者就労支援企業の認定制度	平成22年度	法定雇用率の2倍以上(55人以下の企業は2名以上)の障がい者雇用、障がい者就労支援事業所・重度障害者多数雇用事業所から一定額以上の購入実績のある企業に対する認定制度。県ホームページ等でのPR、県制度融資における低利融資、県の土木工事、清掃、警備、物品調達の入札資格審査時の加点の対象になる
	①障がい者就労支援企業に対する入札参加資格審査時の加点	平成22年度	上記認定企業、法定雇用率の2倍以上(55人以下の企業は2名以上)の障がい者雇用企業に対し、県の土木工事、清掃、警備の入札資格審査時に加点を実施している

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
岡山県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成20年度	建設工事の入札参加資格審査において、障害者雇用義務がある者で法定雇用率を満たす者又は障害者雇用義務のない者が障害者を雇用した場合に、加点措置を行う。
	①障害者雇用を行っている事業者に対する特例措置	平成19年度	障害者を雇用している事業者に対し、物品等に係る競争入札参加資格審査の格付けにおいて、点数を加点して審査している。
広島県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成18年度	・障害者多数雇用事業者が取り扱う品目に該当する物品を調達するにあたって、指名競争入札による場合には、障害者多数雇用事業者を1者以上指名する。 ・同じく障害者多数雇用事業者が取り扱う品目に該当する物品を調達するにあたって、随意契約による場合には、原則として1者以上の障害者多数雇用事業者を見積合わせ等に加える。
	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成19年度	建設工事の入札参加資格審査において、障害者雇用義務がある者で法定雇用率を満たす者又は障害者雇用義務のない者が障害者を雇用した場合に、加点措置を行う。
	③障害者施設との契約等に対する特例措置	平成18年度	本県が発注する報償品及び印刷物(名刺・封筒)及び一枚もののチラシ・パンフレット等の発注について、障害者支援施設等(授産施設、小規模作業所)と随意契約を行っている。
	③障害者施設との契約等に対する特例措置	平成16年度	本県が発行する障害者施策関係冊子の作成に当たっては、障害者多数雇用事業所及び関係施設への指名競争入札又は随意契約を行っている。
山口県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成13年度	常用雇用労働者に対する身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が3.6%以上の県内に本店を有する中小企業を対象に、見積合せ及び指名競争入札における優先的な参加を実施
	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成19年度	障害者(精神障害者を含む)の雇用が法定基準を満たしている県内に本店若しくは主たる事業所を有する事業者を対象に、指名競争入札及び随意契約における優先的な取扱いを実施
	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成19年度	やまぐち障害者雇用推進企業の認定を受けている事業者を対象に指名競争入札及び随意契約における優先的な取扱いを実施
	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成19年度	常用雇用労働者に対する身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が1.8%以上の県内に本店がある業者に対して、入札参加資格審査において審査数値の加点を実施
	②障害者施設へ積極的に仕事を発注している企業に対する特例措置	平成19年度	県内にある障害者施設に対し、過去2年間に物品調達、業務委託等の発注実績がある事業所対象に指名競争入札及び随意契約における優先的な取扱いを実施

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
徳島県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成16年度	障害者(精神障害者を含む)の雇用率が1.8%以上の中小企業等を対象に、随意契約における優先発注、指名競争入札における優先指名を実施。
	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成19年度	公共工事の入札参加資格業者の格付において、障害者を1年以上継続雇用している業者に加点措置を実施。
	③障害者施設との契約等に対する特例措置	平成20年度	障害者就労支援事業所等が供給できる物品、印刷物及び役務について、同事業所等へ優先的に発注。
愛媛県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置 (物品購入における障害者雇用企業の優遇)	平成17年度	入札参加資格者のうち県内に事業所を有する従業員56人以上では3.6%以上、従業員55人以下では1人以上の障害者を雇用する企業を申請に基づき登録をし、一般競争入札等の情報提供をしている。
	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置 (建設工事入札参加資格審査における障害者雇用企業への加点評価措置)	平成17年度	県が発注する建設工事の競争入札又は随意契約の見積りへの参加資格審査において、次のいずれかに該当する場合に加点評価を行う。 ①障害者雇用を義務付けられている場合で、法定雇用率を達成しているとき。 ②障害者雇用を義務付けられていない場合で、障害者を雇用しているとき。
	③障害者施設との契約等に対する特例措置 (障害福祉サービス事業を行う施設等の製品の購入、役務の提供)	平成16年度	県との取引を希望する障害福祉サービス事業を行う施設等を事前に登録のうえ、1者随契が可能な予定価格30万円の範囲内で、軽易な印刷物や記念品など施設で取扱可能な物品又は役務の提供を優先的に発注。
高知県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成17年度	(建設工事入札参加資格審査における建設業者の障害者雇用に対する評価) 法定雇用率を超えて、若しくは雇用義務のない建設業者が雇用期間1年以上の障害者を雇用している場合、入札参加資格のランク付けに用いる総合点数に、20点の加点を行う。
福岡県	①障害者雇用企業に対する競争入札参加資格の優遇制度	平成17年度	障害者(知的障害者を含む)の雇用状況を、競争入札参加資格者名簿の格付け基準に加える。 競争入札参加資格者の格付けについては、審査事項別に付与得点を定め、付与得点の合計を総合得点として、その得点により格付けを行っている。 平成17年度の競争入札参加資格審査申請から審査事項に障害者雇用状況を加え、下表のとおり障害者雇用企業には加点することとした。
	①建設工事入札参加資格の障害者雇用状況評価制度	平成16年度	入札参加資格審査申請を行う建設業者(県内に本店・支店等を有する者に限る。)の障害者の雇用状況により、工事の種類ごとに等級別格付の点数を次のとおり加点する。 ①「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定による障害者雇用状況の報告義務を有している者が法定雇用障害者数と同数の障害者を雇用している場合は5点、法定雇用障害者数を超過している場合は10点。 ②上記以外の者で、一人以上の障害者を雇用している場合は10点。

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
佐賀県	①障害者雇用促進企業等からの物品等調達 の優遇制度	平成16年度	障害者の雇用率が1.8%以上の中小企業等を対象に、随意契約における追加指名を実施。 授産施設等が供給できる物品については、同施設等からの随意契約における優先発注に努める。
	①建設工事入札参加資格審査制度における障害 者雇用評価制度	平成17年度	県建設工事入札参加資格審査制度において、法定雇用障害者数を満たしている事業者等に次の加点を行うとともに、法 定の障害者雇用を満たしていない事業所については5点の減点を行っている。 (平成21・22年度以降の内容) 1法定雇用義務がある者 ①法定雇用障害者数と同数の人数を雇用している場合5点 ②法定雇用障害者数を1名超える人数を雇用している場合10点 ③法定雇用障害者数を2名以上超える人数を雇用している場合15点 2法定雇用義務がない者 ①1名雇用している場合10点 ②2名以上雇用している場合15点
長崎県	①障害者雇用企業等からの物品調達の優遇制 度	平成16年度	県内に本・支店等を有する中小企業者で、障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)の雇用率が1.8%以上の企業 及び就労継続支援事業所等と一定の取引(年間50万円以上)がある企業並びに障害者の福祉的就労の取組みを行って いる県内の就労継続支援事業所等を対象に、随意契約における優先発注を実施。
熊本県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企 業に対する特例措置	平成17年度	熊本県工事入札参加資格審査格付における評価項目として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇 用率の達成状況又は障がい者の雇用状況に応じて加点する。 ・法定雇用率が適用される者は、法定雇用率を達成している場合 ・法定雇用率が適用されない者は、障がい者を1人以上雇用している場合 ※平成23・24年度格付における配点は5点
	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企 業に対する特例措置	平成15年度	県内で事業を営む中小企業者で、入札参加資格を有し、県内での障がい者(精神障がい者を含む)の雇用率が1.8%以 上の者については、指名競争入札及び随意契約において追加指名を行う。
	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企 業に対する特例措置	平成18年度	物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付における評価項目として、障がい者を1人以上雇用して いる場合は、2点加点する。
	①障害者施設へ積極的に仕事を発注している企 業に対する特例措置	平成15年度	県内の障がい者支援施設等から過去1年間に50万円以上の物品等の調達を行った事業者については、随意契約におけ る追加指名を行う。
	③障害者施設との契約等に対する特例措置	平成15年度	随意契約により県内の障がい者支援施設等が供給できる物品等を調達しようとするときは、障がい者支援施設等から調達 するよう努める。

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
大分県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成17年度	競争入札参加資格を有している県内企業(県内に本店、支店及び営業所等を有する中小企業)のうち、障がい者(身体・知的・精神)を1名以上(従業者数56名未満)または2名以上(従業者数56人以上)雇用している企業を対象に、随意契約における優先選定、指名競争入札における優先追加指名を実施している。
	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成17年度	「障害者の雇用促進に関する法律」第43条に係る障がい者の雇用義務がある建設業者で障がい者(身体・知的・精神)の雇用人数が法定雇用障がい者数以上であるとき及び障がい者の雇用義務のない建設業者で障がい者を雇用している場合に、一定の点数を付与する。
宮崎県	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成18年度	障がい者の雇用に努める企業(障がい者雇用促進企業) (1)指名競争入札により物品の買入れをしようとするときは、障がい者雇用促進企業を含めて指名するように努める。 (2)随意契約により物品の買入れをしようとする場合において見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業から優先して徴するよう努める。
	③障害者施設との契約等に対する特例措置	平成18年度	授産施設等 随意契約により授産施設等の供給できる物品の買入れをしようとするときは、授産施設等からの買入れに努める。
鹿児島県	③障害者施設等からの物品調達等に係る随意契約	平成17年度	地方自治法施行令改正を受け、障害者施設等からの物品調達及びシルバー人材センター等からの役務の提供について随意契約ができるよう契約規則を改正し、その手続を規定している
	①障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱	平成17年度	県の物品購入における指名競争入札等への優遇措置 ①指名競争入札の指名における優遇、②随意契約における優遇、③授産施設等の優遇
沖縄県	④花壇管理業務委託契約に係る指名競争入札における授産施設への優遇措置	平成3年度	業務に十分な対応が可能な本島内の授産施設に対して事前調査を行い、入札参加希望の有無を確認の上、希望した施設に対して優先指名を実施
	④花壇管理業務委託契約における地方自治法第167条の2第1項第3号に基づく障害者支援施設等を対象とする公募	平成23年度	地方自治法第167条の2第1項第3号及び沖縄県財務規則第137条の3の規定に基づき、①契約発注の見通し、②契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに申請方法等について、事前公表を実施した後、契約の相手方、契約理由、契約金額等の公表を行った。
札幌市	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成17年度	障がいのある方の雇用促進の契機となるよう、平成17・18年度の登録から、法定雇用率と同率以上障がいのある方を雇用する企業(建設業)に対し、企業の施工能力に応じて等級分けする場合の評価点に加点している。評価点を加点された企業は、より大きな契約金額の工事が受注可能となる。

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
仙台市	①障害者雇用促進企業等からの物品調達の特遇制度	平成14年度	障害者(精神障害者を含む)の雇用率が3.6%以上の中小企業等を対象に、随意契約における優先発注、指名競争入札における優先指名を実施 また、障害福祉サービス事業所等が調達できる物品等を記載した名簿を作成し、随意契約における優先発注を実施している
さいたま市	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成17年度	【さいたま市競争入札参加資格審査に関する発注者別評価項目における障害者雇用企業への優遇措置】 「建物総合管理等」「警備」「清掃業務」に登録のあるすべての業者のうち、 ①障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がある場合(常用労働者数56人以上)、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出したもの(5点) ②障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合(常用労働者数56人未満)、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出したもの(5点)
千葉市	①障害者施設へ積極的に仕事を発注している企業に対する特例措置	平成15年度	【建設工事入札参加資格者の格付における障害者雇用企業への優遇措置】 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成している場合等に、格付の基準となる発注者別評価点に20点加点とする。格付が上位となった業者は、より規模の大きい工事の入札に参加することができる。
横浜市	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成20年度	次の工種・種目へ入札参加資格審査申請を行う者のうち、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定されている障害者雇用率(1.8%)を超える障害者雇用を行っており、格付点数への加算の申請がある場合に加算を行う ①工事(土木・ほ装・造園・建築・電気・管・上水道の7工種)5点 ②物品・委託等(建物管理・公園緑地等管理の2種目)3点
	③障害者施設との契約等に対する特例措置	平成16年度	市の発注する業務(官公需)について、福祉施設へ発注している。(名刺印刷、発送物の封入・封緘、公園清掃等)
川崎市	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成18年度	「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条第5項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業所で法定雇用率を達成している事業者、又は雇用義務を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用している事業者を加点対象の一つとする「主観評価項目制度」を実施している。
新潟市	①障がい者多数雇用事業者からの物品等調達特遇制度	平成20年度	市が行う物品等の調達について、登録された市内の障がい者多数雇用事業者(市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が3.6%以上)から物品または役務を積極的に調達する制度(要綱)を制定。
	③障がい者施設等からの物品調達に係る随意契約	平成20年度	上記要綱の制定を受け、障がい者施設等からの物品提供について随意契約ができるように、市の「物品購入発注基準及び業者選定要綱」を改正し、障がい者施設等からの物品調達を促進。
静岡市	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	(1)平成17年度 (2)平成20年度	(1)建設工事資格審査での主観的事項の計算において、障害者企業は次の数値が加算される。 ・障害者の雇用の促進等に関する法律に定める法定雇用障害者数と同数の障害者雇用のある場合:10点 ・法定雇用障害者数より多くの雇用のある場合:20点 (2)総合評価一般競争入札の評価項目のうち社会性・信頼性の中で、障害者の雇用状況を評価の対象としている。 法定雇用障害者数より多くの雇用のある場合には、1点の加点をしている。

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
浜松市	①障害者雇用状況による入札参加資格格付点数の加点	平成19年度	浜松市建設工事に係る入札参加資格登録時に申請者から障がいのある人の雇用人数の報告を求め、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を超している場合には、格付けの基となる評点に10点を加点している。
	①一般競争入札の総合評価落札方式における加点	平成19年度	一般競争入札に総合評価落札方式を導入し、評価項目に「障害者雇用の状況」を設定し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を超している場合には、0.5点を加点している。
名古屋市	①障害者雇用促進企業認定等制度	平成16年度	障害者(精神障害者を含む)の雇用率が3.6%以上の市内の企業等を対象に、随意契約における優先発注、指名競争入札における優先指名を実施。 また、市内の授産所等の製品を登録し、少額の随意契約における優遇措置を実施。授産製品の販売促進を図る。 平成17年度、地方自治法施行令改正を受け、障害者施設等からの物品調達について随意契約を可能とし、障害者施設等からの物品調達を促進。 平成19年度、地方自治法施行令改正を受け、障害者施設等からの役務の提供について随意契約を可能とし、障害者施設等からの役務提供を促進。
京都市	①入札・契約における事業者の等級格付の優遇措置	平成17年度	工事契約、測量・設計等契約における等級格付の際に、障害者法定雇用率達成事業者に対して加点を行う
大阪市	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成20年度	【開札時点における法定障がい者雇用未達成者に対する減点措置】 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から10点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。ただし、「法定障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられる者に限る。
	③障害者施設との契約等に対する特例措置	平成16年度	【総合評価方式入札制度】 本市発注の清掃業務委託契約をはじめ、清掃業務以外の業務についても、就職に向けた支援が必要な人(以下「就職困難者」という。)の雇用・就業等を促進するため、総合評価方式入札制度(地方自治法施行令第167条の10の2。以下「制度」という。)を導入しています。 従来の「価格評価」に加え、「技術的評価」と、公共貢献要素として「公共性評価」を評価項目にし、知的障がい者の雇用促進や就職困難者の雇用・就業促進、賃金・労働条件、環境への配慮などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行っています。これまで、就職困難者が当該業務に直接従事することができる業務として、一定規模の清掃業務委託を中心に制度を導入し、就職困難者の雇用促進に寄与しています。 昨今の厳しい雇用失業情勢は、特に障がい者など就職困難者の雇用をさらに深刻な状況にしていることを踏まえ、制度を適用する対象物件を増やせるよう、制度の導入がなされていない本市発注の清掃業務委託契約をはじめ、清掃業務以外の業務についても、公共貢献要素とする評価項目を創意工夫することにより、積極的に制度の拡大を図っております。
	③障害者施設との契約等に対する特例措置	平成18年度	【指定管理者制度】 本市施設の指定管理者を公募により選定するが、選定項目に目的の達成やサービスの向上などのほか、「団体の取り組みとして評価すべき事項」として環境への取り組みや障がい者等の雇用への取り組みで配点を行い選定する

自治体名	事項	開始年度	特例措置の内容
神戸市	①工事請負競争入札参加資格の等級格付けへの加点	平成16年度	障害者雇用状況の報告義務のある事業主で、法定雇用率を達成した者に、競争入札参加資格における等級格付けに加点する。(等級格付けは、種々の条件を点数化したものであり、その総合得点により、参加できる工事規模が決まる)
	①神戸市多数障害者雇用企業等認定制度	平成24年度	市内に事務所等を有し、契約を締結しようとする年度について神戸市競争入札参加資格者名簿(物品等)に登載(予定を含む)されている企業等であり、かつ下記(1)もしくは(2)の要件を満たす企業等を「多数障害者雇用企業等」に認定し、障害者を従事させることを条件に清掃、樹木せんてい、草刈その他これらに類する施設の維持管理に係る業務で予定価格が1,000万円以内のものについて、1会計年度当たり1件を限度として随意契約できることとする。 ただし、多数障害者雇用企業等のうち市内で常時雇用する障害者が20人以上である企業等については、1会計年度に複数の契約も可能とする。 (1)市内で常時雇用する障害者が、5人以上かつ市内で常時雇用する従業員全体の10%以上であること。 (2)市内で常時雇用する障害者が、3人以上かつ市内で常時雇用する従業員全体の10%以上である場合は、訓練事業の一環として当該事務所等に受け入れている障害者を、雇用する障害者とみなして加算した障害者数が5人以上であること。
広島市	①総合評価一般競争入札において、障害者施策に対する取組状況を評価項目としている。	平成19年度	障害者雇用促進法の規定に基づく計算方法による障害者雇用率が、法定雇用率以上の場合に加点措置を行う。
北九州市	①障害者雇用企業等からの物品調達の特遇制度	平成20年度	①障害者雇用促進法に基づき、障害者雇用状況の報告義務のある者で、法定雇用率を達成している者又は②障害者雇用促進法上、障害者雇用状況の報告義務のない者で、障害者を1人以上雇用している者は、物品等有資格業者登録の格付けにおいて、社会貢献項目に加点される。
福岡市	①障がい者雇用企業優遇制度	平成15年度	福岡市に本店を有し、障がい者(精神障がい者を含む)の雇用率が3.6%以上の中小企業を対象に、公募型指名競争入札において公募要件を優遇したり、指名競争入札において指名回数を多くしたり、随意契約において見積書を徴する機会を多くする等の優遇措置を実施。
熊本市	①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置	平成16年度	工事入札参加資格審査において、審査数値の加点を実施。

(注) ①～④の番号については、①障害者雇用に対し積極的に取り組んでいる企業に対する特例措置、②障害者施設へ積極的に仕事を発注している企業に対する特例措置、③障害者施設との契約等に対する特例措置、④その他に分類しております。